

令和6年2月5日  
北沢総合支所  
砧総合支所

## 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

令和3年の世田谷区公共施設等総合管理計画一部改定時に示された、利用率の低い代田地区会館・岡本地区会館の具体的な活用の方向性に基づき、利用率向上のため利用方法を変更する。また、岡本地区会館と同様の諸室を有する千歳台地区会館についても併せて変更する。

#### (1) 代田地区会館

代田地区会館の和室は、多様な利用を行えるように会議室に変更し、併せて午前9時から午後5時の時間帯もけやきネットを利用した団体利用とする。

#### (2) 千歳台地区会館

千歳台地区会館の料理講習室は、会議室と一体で利用されていることから、施設名より料理講習室を削除し、会議室の一部に変更する。

#### (3) 岡本地区会館

岡本地区会館の料理講習室は、会議室と一体で利用されていることから、施設名より料理講習室を削除し、会議室の一部に変更する。

### 2 改正内容

- ①世田谷区立代田地区会館の別表第1の施設名を和室から会議室に変更し、併せて別表第3の施設の種別を和室から会議室に変更、午前・午後A・午後Bに使用料を追記する。
- ②世田谷区立千歳台地区会館及び世田谷区立岡本地区会館の別表第1の施設名から料理講習室を削除し、併せて別表第3の施設の種別及び使用料を削除する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行予定日

令和6年4月1日

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 第1回区議会定例会（地区会館条例改正の提案）  
4月1日 施行

## 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前												
<p>○世田谷区立地区会館条例 昭和54年9月29日条例第47号</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立地区会館条例（以下「改正後の条例」という。）別表第3の2の部世田谷区立代田地区会館の項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>3 世田谷区立代田地区会館の施設の使用（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。</p> <p>4 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。</p>	<p>○世田谷区立地区会館条例 昭和54年9月29日条例第47号</p>												
別表第1（第2条、第3条関係）	別表第1（第2条、第3条関係）												
2 北沢地域	2 北沢地域												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立代田地区会館</td> <td>東京都世田谷区代田四丁目14番3号</td> <td>会議室 大広間</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名	世田谷区立代田地区会館	東京都世田谷区代田四丁目14番3号	会議室 大広間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立代田地区会館</td> <td>東京都世田谷区代田四丁目14番3号</td> <td>大広間 和室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名	世田谷区立代田地区会館	東京都世田谷区代田四丁目14番3号	大広間 和室
名称	位置	施設名											
世田谷区立代田地区会館	東京都世田谷区代田四丁目14番3号	会議室 大広間											
名称	位置	施設名											
世田谷区立代田地区会館	東京都世田谷区代田四丁目14番3号	大広間 和室											
4 砧地域	4 砧地域												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立千歳台地区会館</td> <td>東京都世田谷区千歳台三丁目31番9号</td> <td>会議室 料理講習室 大広間 和室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名	世田谷区立千歳台地区会館	東京都世田谷区千歳台三丁目31番9号	会議室 料理講習室 大広間 和室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立千歳台地区会館</td> <td>東京都世田谷区千歳台三丁目31番9号</td> <td>会議室 料理講習室 大広間 和室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名	世田谷区立千歳台地区会館	東京都世田谷区千歳台三丁目31番9号	会議室 料理講習室 大広間 和室
名称	位置	施設名											
世田谷区立千歳台地区会館	東京都世田谷区千歳台三丁目31番9号	会議室 料理講習室 大広間 和室											
名称	位置	施設名											
世田谷区立千歳台地区会館	東京都世田谷区千歳台三丁目31番9号	会議室 料理講習室 大広間 和室											

改正後		
世田谷区立岡本地区会館	東京都世田谷区岡本一丁目25番4号	会議室 <b>料理講習室</b> 大広間 和室

別表第3（第8条関係）

2 北沢地域

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで (世田谷区立花見堂地区会館の施設及び世田谷区立守山地区会館の会議室にあつては、午後8時から午後9時30分まで)
世田谷区立代田地区会館	<b>会議室</b> 大広間	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	200円	200円

改正前		
世田谷区立岡本地区会館	東京都世田谷区岡本一丁目25番4号	会議室 料理講習室 大広間 和室

別表第3（第8条関係）

2 北沢地域

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで (世田谷区立花見堂地区会館の施設及び世田谷区立守山地区会館の会議室にあつては、午後8時から午後9時30分まで)
世田谷区立代田地区会館	大広間 <b>和室</b>				200円	200円

改正後							改正前						
4 砧地域							4 砧地域						
名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間	名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで			午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
世田谷区立千歳台地区会館	第1会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	世田谷区立千歳台地区会館	第1会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円		料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				540円	540円		大広間				540円	540円
	和室				200円	200円		和室				200円	200円
世田谷区立岡本地区会館	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円	世田谷区立岡本地区会館	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円		料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円		大広間				200円	200円
	和室				200円	200円		和室				200円	200円